

# 令和8年度創成川上空歩行者動線検討業務 提案説明書

## 1 業務の名称

令和8年度創成川上空歩行者動線検討業務

## 2 趣旨

本説明書は、「令和8年度創成川上空歩行者動線検討業務」の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

## 3 業務の目的

札幌駅交流拠点、令和8年3月に策定した「第3次都心まちづくり計画」において、まちづくりの骨格構造として位置付けられており、また、道内最大の交通結節点であることから、北海道札幌の国際競争力をけん引し、その活力を展開させる起点を形成して道都札幌の玄関口にふさわしい空間形成と高次都市機能の強化が求められている。

さらに、北5西1・西2街区の再開発を推進するため令和元年10月に策定した「札幌駅交流拠点北5西1・西2地区再開発基本構想」では、開発コンセプトの視点のひとつである街並み形成において「道都札幌の玄関口にふさわしい新たなシンボル空間の創出」を掲げるとともに、再開発の事業効果を高めるための取組として、「南口駅前広場から創成東地区への円滑な人の流れを促すため、創成川通上空（デッキレベル）を利用して歩行者動線を確保」が示されている。

このほか、創成東地区には、北海道新幹線の札幌駅東改札口の整備を予定しており、この東改札口と北5西1・西2街区の再開発エリアとを結ぶ歩行者動線を確保するためにも、創成川通をデッキレベルで横断し、両地区をつなぐ歩行者通路（以下、「創成デッキ」という。）が必要とされている。

本業務では、創成デッキについて、事業の必要性や実現可能性について検討するとともに、橋梁や上屋の構造検討、及びデザインの検討、関係機関協議や景観に係る委員会等に向けた資料の作成を行う。

## 4 業務の内容

### (1) 計画準備

本業務の目的、趣旨を十分把握したうえで、業務内容を確認し、作業計画、実施方針、業務工程、作業編成、人員計画など、業務を円滑に遂行するための業務計画書を作成する。

### (2) 歩行者動線検討

新たに整備される新幹線駅を中心に、周辺施設を結ぶ創成デッキの役割や使われ方を想定し、デッキ整備前の歩行者流動の分析を実施したうえで、整備後の歩行者交通量を推定して、動線計画を検討する。

なお、歩行者交通流動の分析に当たっては、既往の交通量調査結果を基にする。また、必要に応じて、以下のデータを貸与するものとする。

- ・道央都市圏パーソントリップ調査
- ・人流ビッグデータ（流動、量を把握）

### (3) 幅員の整理

(2)で推定した動線計画の結果を用いて、過年度報告書にて設定された歩行者デッキの通路や階段の幅員の妥当性を確認する。詳細は業務主任と協議すること。なお、本業務は下記に示す過年度検討結果を活用し実施するものとする。

「令和5年度創成川上空歩行者動線検討業務」

#### (4)デザイン検討

##### ア デザイン基本方針の検討

上記(2)に基づき、周辺の状況を勘察し、橋梁上下部工及び上屋を対象とした歩行者デッキのデザインの基本方針を作成する。なお、デザインに際し、以下の点に留意することとするが、詳細は業務主任と協議して決定すること。

- ・一年を通じて快適な歩行空間を形成すること。
- ・新幹線駅舎からの創成川を望む眺望を極力阻害せず、かつ、都市計画道路「創成川通」から新幹線駅舎への視認性等を極力阻害しないこと。
- ・まちの一体感を醸成するため、新幹線札幌駅駅舎（特に創成川上空部分）のデザインや北5西1・西2地区第一種市街地再開発事業との親和性などに配慮すること。

##### イ デザインの立案

上記アで検討した基本方針を基に、デザイン案を3つ以上作成する。

##### ウ デザイン案の予測評価

検討したデザイン案に対し、周辺景観への影響など予測評価を実施する。なお、検討した結果については、次年度以降に実施が想定される周辺地権者等への説明資料の作成を含む。

##### エ 景観プレ・アドバイス資料の作成

本事業は、札幌市景観プレ・アドバイスの対象となる行為には該当しないが、札幌駅周辺の景観形成に与える影響が小さくないことから、次年度以降に札幌市景観プレ・アドバイスの景観アドバイス部会に諮ることを想定している。本業務では、「景観プレ・アドバイスの手引き」に示す必要書類を作成すること。

##### オ デザイン案の資料作成

各案のパース図（鳥瞰・アイレベル・デッキ内など、デザインの基本方針への適合が判断できる適切なアングル）を作成する。

#### (5)法的整理

##### ア 建築基準法、消防法、道路法、都市計画法等の法的整理

上屋を含む歩行者デッキ及び再開発建物との接続に関し、建築基準法、消防法、道路法、都市計画法における条件や適用基準等の法的整理を行う。

##### イ 建築基準法、消防法等の関係機関協議

前項の整理結果を基に、建築基準法、消防法等に関する協議資料を作成のうえ、関係機関協議を実施する。

#### (6)橋梁概略検討

##### ア 概略検討

歩行者デッキについて、上記(2)～(5)に基づき橋梁の概略検討を行う。本業務成果が再開発計画の基本設計に反映されることを考慮すること。なお、本業務で考慮すべき条件は以下を想定しているが、詳細は業務主任と協議して決定すること。

<歩道橋基本設計>連続桁 直橋 (L=約65m)

##### ①階段（橋脚位置）

下記の設置条件で検討すること。

階段：国道区域内・民地内・民地内施設活用

橋脚：国道区域内・民地内

※地質条件に関しては、参考とする資料を貸与する。

## ②橋脚位置

西側：国道区域内・民地内 中央部：創成川河道外 東側：民地内

## ③基礎形状

提供する周辺地盤資料から基礎形状を検討する。民地内に橋脚及び階段等を設ける場合は、両民地の土地利用状況等に応じた基礎構造等の検討を行うこと。

### イ 施工計画

上記の各検討結果及び後述の関係機関協議を踏まえ、施工計画及び施工年次計画等の概略事業計画の検討を行う。

### ウ 設備計画の検討

歩行者デッキにおける照明、ロードヒーティング、冷暖房設備、昇降設備の設備計画を検討する。

## (7)その他

上記の各検討、設計においては、各関係者との協議を進めるため、原則、令和9年1月末までに素案を示すこと。

## 5 報告書作成

全体の計画に関して、上述の経過及び結果をまとめた報告書を作成する。あわせて、説明用の概要資料を作成すること。

## 6 関係機関協議

検討に当たって各関係機関との協議を実施する。想定する協議先は4機関とする。  
なお、協議先は国道管理者、北海道警察、再開発組合、市河川管理者を想定している。

## 7 打合せ協議

業務の進捗状況等を確認するため発注者と打合せを行う（着手時、成果品納入時、中間5回程度を想定）。打合せ後は議事録を作成し、発注者と共有すること。

## 8 資料提供

交通データや札幌市の関連計画等について提供可能な資料は、必要に応じて発注者より提供するものとする。

## 9 業務の履行期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）までとする。

## 10 業務提案の上限額

金57,926,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

## 11 企画提案を求める事項

項目	説明	ページ数
(1) 業務の実施方針及びフロー	提案者の当該業務に対する考え方や取組方針等	A4版1ページまで

(2) 歩行者動線検討、幅員の整理	周辺土地利用や開発動向等に基づく動線計画や、歩行者動線の位置付けを検討する上で考慮すべきポイント	A4版2ページまで
(3) デザイン検討、法的整理、歩道橋概略検討	デザイン案の検討や上屋などの整備計画及び概略構造の検討を行う上で考慮すべきポイント	A4版3ページまで
(4) その他独自提案	(1)～(3)のほか、事業目的に資する取り組みについての提案事項があれば追加	A4版1ページまで
(5) 業務工程表及び業務実施体制	履行期間中における業務別のスケジュール、業務の実施体制及び担当技術者の交通、まちづくりに係る計画策定に関連する業務の経歴	A4版1ページまで
(6) 参考見積	(1)～(5)の企画提案について、「10 業務提案の上限額」に示す提案上限額の範囲内とする積算及び業種別の積算内訳	A4版1ページまで

## 12 参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 令和7・8年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が「建設関連サービス業」の「土木設計・監理業」に登録されている者であること。
- (6) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有していること。
- (7) 国又は地方公共団体等が発注した、橋梁予備設計を元請として履行した実績があること。

## 13 提案方法等

### (1) 提出書類

【正本】紙 1部

ア 参加意向申出書（様式第1号）

（添付書類）

1 同種業務等実績書（様式第2号）

上記12-(7)に係る業務の実績を記載

2 業務の実施を証明する書類

上記アに記載した業務を実施したことを証明する書類（契約書・請書の写し、又は業務実績情報システム「テクリス」の登録内容確認書の写し）及び当該業務の内容が確認できる書類（設計書、仕様書その他提出者が必要と判断した書類）

3 競争参加資格認定通知書の写し

イ 企画提案書（様式自由）

用紙サイズはA4版とし、両面印刷とする。提案書のページ数については、上記11

を参照のこと。ただし、下記15に示す二次審査でのプレゼンテーションの際に、記載内容のすべてを説明できる程度のものとする。

【データ】

上記イの企画提案書のPDFデータ

(2) 提出方法及び提出先

【正本】紙 1部

持参又は送付により、下記に提出すること。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階北側

札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課

【データ】PDF形式

「札幌市 NEWS Secure Gate」を用いて電子データで提出すること。具体的な提出方法については、別途マニュアルを送付するので下記18のE-mailアドレスに連絡し確認すること。

(3) 提出期限

【正本】紙1部

令和8年7月28日(火)12時必着とする（送付の場合は特定記録による送付とし、前日必着）。

【データ】PDF形式

令和8年7月28日(火)12時までに「札幌市 NEWS Secure Gate」に電子データをアップロードすること。アップロードすると本市に自動で通知が送信されるため、通知された時刻でもって提出期限内か確認する。

(4) 著作権等に関する事項

ア 企画提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

ウ 標記業務に係る役務契約の履行にあたり、本件企画競争に参加し、契約候補者として選定され、かつ当該契約を締結した者は、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

エ 参加者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

オ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、参加者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

カ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(5) その他

ア 企画提案は、参加者の資格要件を満たす1事業者当たり1件とする。

イ 企画提案に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

ウ 提出された企画提案書等は返却しない。

エ 企画提案書等提出後の訂正、追加、再提出は認めない。

オ 企画提案書への事業者名の記載は正本の表紙のみとし、その他には記載しないこと。

## 14 質疑

(1) 質問の受付期限

令和8年7月21日(火)17時00分必着

(2) 提出方法

本件企画競争に対する質問は、質問票（様式第3号）により、要旨を簡潔にまとめ、下記18の連絡先まで電子メールにより提出すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、随時下記ホームページにて公開する。

URL <http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/index.html>

## 15 審査方法及びスケジュール

(1) 企画提案の審査

企画提案は、関係機関及び札幌市の関係部局の職員等からなる「令和8年度創成川上空歩行者動線検討業務企画競争実施委員会」（以下「委員会」）において審査し、総合的に優れた能力を有すると認められた者を契約候補者として選定する。

ア 一次審査

上記12に示す参加者の資格要件を満たす者に対し、提出書類による書類審査を行う。

- 1 上記10の上限額を超える提案については、一次審査を行わずに契約候補者から除外する。
- 2 一次審査通過の企画提案は3件とする。なお、参加者が5者以下の場合、一次審査を省略し、二次審査を実施した上で、契約候補者を選定する。
- 3 一次審査の結果については、結果判明後、速やかに参加者全員に通知する。

イ 二次審査

一次審査通過者に対して、非公開のプレゼンテーションにより審査を行う。なお、一次審査通過者が1者の場合は、提出済みの企画提案書により審査を行うこととし、プレゼンテーションについては必要に応じて実施する。

- 1 出席者は1件当たり3名以内とし、説明者は企画提案書記載の担当技術者とする。
- 2 プレゼンテーションは、20分程度(説明10分・質疑10分)とする。
- 3 説明については、提出済みの企画提案書に基づいて行うこととし、その他の資料等の配布は認めない。説明内容が、企画提案書から逸脱する場合には減点とする。
- 4 説明に際して、スクリーン映写により説明を希望する場合は、提出済みの書類の転写のみ認める。
- 5 スクリーン映写を行う場合は、提案者がノートパソコンを持参すること。なお、当日は提案者が控室において事前にノートパソコンを起動し、案内後すぐにプロジェクターに接続できるように準備しておくこと。
- 6 実施場所及び時間等については、対象者に別途通知する。

(2) 審査スケジュール（予定）

一次審査 令和8年7月29日(水)

二次審査 令和8年8月6日(木)

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

(3) 審査項目及び審査基準

審査は、次表に示す審査項目による総合点数方式とする。一次審査は、委員会委員の評価の合計点数が高い順に審査通過者を決定する。二次審査においては委員会委員の評価の合計点数が高い順に、下記16に示す契約候補者とする。ただし、評価の合計点数が満点の6割に満たないとき、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約候補者とししない。

なお、一次審査又は二次審査が同点の場合については、次表に示す審査項目の(2)・(3)・(4)・(5)の点数が高い順に審査通過者又は契約候補者とし、当該項目においても同点の場合はくじ引きにより審査通過者又は契約候補者を決定する。

[審査基準]

審査項目	審査基準	配点
(1) 業務の実施方針及びフロー	当該業務に対する考え方や取組方針等について、業務の目的・内容を十分に理解したものであるか	10
(2) 歩行者動線検討	業務の目的、内容を十分に理解しているか 提案内容は妥当かつ具体的なものであるか 提案内容は業務目的に合致したものであるか 説明や質問を通じた対象分野への専門性	20
(3) デザイン検討		20
(4) 歩道橋概略検討		20
(5) その他独自提案	独自の提案事項について、業務目的に合致したものであり、妥当かつ具体的なものであるか	20
(6) 業務工程表及び業務実施体制	組織体制、マネジメント体制、担当者の能力・経験等	10
合 計		100

(4) 最終審査結果の通知

最終審査の結果は、後日、二次審査参加者全員に対して通知する。

**16 契約候補者との役務契約の条件**

札幌市は、本件企画競争の審査結果により、二次審査における委員会の委員の評価の合計点数が最も高かった者（以下「最優秀者」という。）と協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。また、最優秀者との協議が不調に終わった場合には、二次審査における評価の上位の者から順に協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、企画競争の性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方とはしない。

**17 その他**

役務契約に係る標準契約約款（別添の通り）

**18 連絡先**

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階北側

札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課

電話 011-211-2492

E-mail [sogokotsul@city.sapporo.jp](mailto:sogokotsul@city.sapporo.jp)

## 役務－第6号様式 役務契約約款（令和7年3月1日施行）

### （総則）

第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（設計図、見本等を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書を内容とする役務契約をいう。以下同じ。）の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。

2 受託者は、役務（この契約に基づき履行する役務をいう。以下同じ。）を、この契約の履行期間内において履行するものとし、委託者は、履行が完了した役務に対し、契約金額を支払うものとする。

3 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

4 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

6 この約款に定める承諾、通知（第9条第2項を除く。）、請求、指示、催告、表示及び解除は、原則として書面にて行わなければならない。

### （秘密の保持）

第2条 受託者は、役務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

### （契約保証金）

第3条 受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、委託者が、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

2 前項の契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

### （権利義務の譲渡等の禁止）

第4条 受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

### （再委託の禁止）

第5条 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、役務の一部であって、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により役務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。

3 委託者は、前項の承諾にあたり、受託者に対して、受託者が第1項の規定ただし書の規定により役務の一部を委託する第三者の商号又は名称、住所、委託する役務の範囲、その他必要な事項の通知を求めることができる。

4 受託者は、第1項及び第2項の規定により役務の一部を第三者に委託した場合、委託者に対し、当該委託に基づく当該第三者の受託に係る全ての行為について責任を負うものとする。

(監督等)

第6条 委託者は、適正な役務の遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、この契約の履行を確保するものとする。

2 受託者は、前項の規定による委託者の監督を受け、委託者から役務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

(委託者に対する損害賠償)

第7条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えた場合には、第13条の2の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、委託者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

(第三者に対する損害賠償)

第8条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。

(検査等)

第9条 受託者は、役務を完了したときは、遅滞なくその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内（以下「検査期間」という。）に受託者の立会のもとに役務内容の検査（以下「完了検査」という。）を行い、その結果を受託者に通知するものとする。

3 受託者は、完了検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前2項の規定を準用する。

(契約金額の支払)

第10条 受託者は、完了検査に合格したときは、契約金額の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内（以下「約定期間」という。）に前項の契約金額を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき事由により検査期間内に完了検査をしないときは、その期限を経過した日から完了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。

4 委託者は、この契約の履行に際して、一部履行しない役務がある場合には、第1項の契約金額から当該履行しない割合に相当する金額を減額することができる。

5 委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、委託者と受託者との協議成立までの間、第1項の契約金額の支払を保留することができる。

(履行遅延の場合における違約金等)

第11条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に役務を完了することができない場合においては、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。

2 前項の違約金の額は、契約金額につき、履行期間満了日の翌日から完了検査（第9条第3項で準用する場合を含む。）に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用さ

れる政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号）において定める割合（以下「違約金算定率」という。）で計算した額（100 円未満の端数があるとき、又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。ただし、遅延日数は、当該完了検査に要した日数を除くものとする。

- 3 契約により期日を定めて分割履行する場合は、第 1 項の違約金は、その分割量に応ずる契約金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。
- 4 受託者は、天災その他の受託者の責めに帰することができない事由により履行期間内に役務の履行ができないときは、委託者と協議のうえ、履行期間の延長を行うことができる。ただし、役務の性質上、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合においては、この限りでない。
- 5 委託者の責めに帰すべき事由により、前条第 2 項の規定による契約金額の支払が遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、違約金算定率で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（談合行為に対する措置）

第 12 条 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による役務が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令）が確定したとき。
  - (2) 受託者又は受託者の役員若しくは使用人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
  - (3) 前 2 号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第 96 条の 6 の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。
  - 3 前 2 項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（契約の解除等）

第 13 条 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 履行期間内に役務の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 第 9 条第 3 項の規定に基づき、委託者が指示した期間内に補正しないとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。

2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

(1) 役務が履行不能であるとき。

(2) 役務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 役務の一部の履行が不能である場合又は役務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することができないとき。

(4) 役務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその期間を経過したとき。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。

(6) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。

(7) 第4条の規定に違反し、委託者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。

(8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ハ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約（トにおいて「関連契約」という。）の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合（ハに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。

チ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、委託者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

3 委託者は、第1項又は前項（第8号を除く。）の規定により契約を解除した場合において、受託者が既に完了した部分の役務において提供を受ける必要があると認めるときは、当該完了部分の完了検査を行い、当該検査に合格した役務の提供を受けることができる。この場合、委託者は、当該提供を受けた役務の完了部分に相当する契約金額を受託者に支払わなければならない。

4 受託者は、第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、委託者に対してその損害の賠償を求めることができない。

5 第1項各号又は第2項各号（第8号を除く。）に定める場合が、委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の賠償金）

第13条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、委託者は、契約金額の100分の10に相当する金額（委託者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額）を賠償金として請求することができる。

(1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金が納付されているときは、委託者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

(契約解除に伴う措置)

第13条の3 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、貸与品、支給材料等（使用済み部分を除く。以下同じ。）があるときは、遅滞なくこれらを委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、委託者が所有又は管理する履行場所（以下「履行場所」という。）に受託者が所有する器具、材料その他の物品があるときは、遅滞なく当該物品等を撤去（委託者に返還する貸与品、支給材料等については、委託者の指定する場所へ搬出。以下同じ。）するとともに、履行場所を原状に復して委託者へ明け渡さなければならない。

3 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所の原状回復を行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物品等を処分し、履行場所の原状回復を行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は原状回復について異議を申し出ることとはできず、また、委託者が処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

4 第1項及び第2項に規定する受託者が行う原状回復等の期限及び方法については、委託者が指示するものとする。

(契約保証金の返還)

第14条 委託者は、受託者が履行期間中の全ての役務を完了し、完了検査に合格したときは、契約保証金を返還しなければならない。

(裁判管轄)

第15条 この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

(個人情報の保護)

第16条 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

(その他)

第17条 受託者は、この約款に定めるもののほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

2 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

3 この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。